

# 環境福祉 常任委員会

○時任 英寛 ○宮本 明彦  
徳田 修和 中村 満雄  
植山 利博 今吉 歳晴  
蔵原 勇 宮内 博

## <審査した議案・陳情>

議案 第51号	霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全会一致で可決
議案 第52号	霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	賛成多数で可決
議案 第53号	霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	賛成多数で可決
陳情 第7号	ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書	全会一致で可決

今回の3議案は、国が社会保障と税の一体改革において、消費税を財源に実施しようとする幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援関連3法」に基づき、市が条例を定めることとした。

議案第51号は、「地域型子ども・子育て支援事業」13事業のうち、放課後児童クラブを利用する子供たちの環境を充実させるため、その運営に関する基準を定めたもの。議案第52号は、小規模保育事業や家庭的保育事業などが、市の認可とされることから、設備・運営及び認可の基準等を定めたもの。議案第53号は、県が認可を行う保育所、幼稚園と新設された幼児連携型認定こども園について、事業運営の基準が定められたもの、との説明。なお、議案第51号については、「設備基準に

関する経過措置」と「支援の単位に関する経過措置」を市独自案として追加したとの説明。

**問** 3議案の財源は、消費税増税を財源とすることだが、未確定であるのか。別途財源の担保はあるのか。

**答** 自民・公明・民主の3党で合意された社会保障と税の一体改革に関する確認書が交わされ、財源については最大限努力すると聞いている。具体的な財源提示はないが、平成27年4月からの施行は決定している。本年度の一般財源額を下回らないように考えている。

### 議案第51号について

**問** 新制度において、対象枠が小学校6年生まで拡大される。現状の38児童クラブの定数で対応可能か。また、待機児童数及び学年枠拡大による予定児童数は確認しているか。

**答** 児童クラブにおいて

定員制は導入していないため、待機児童数は掌握していない。対象学年引上げによる影響数も確認していない。対象学年の引上げに伴い、児童クラブの増加は必然と考える。

**問** 現在の児童クラブの指導員数、有資格者数は何名か。また、研修会の開催についてはどうか。

**答** 本年5月1日現在、指導員総数151名、内幼稚園教諭、保育士の有資格者は62名。研修会は、今後開催する予定である。

### 議案第52号について

**問** 保育従事者の資格要件で事業分類されるが、単に研修のみで保育できることに対し、運営面や事故の対応等について懸念はないのか。

**答** 市の子ども子育て会議の方針としては、当該条例の制度として4事業があるが、小規模保育事業のA型（現在の認可保育所の分園的なもの）で保育の質の維持、安全の

確保を担保し、待機児童の解消を図りたいと考えている。今回の条例案では、従事者の資格の緩和等、施設開所のハードルが低くなったものがあるが、社会状況の変化により、新制度で事業展開できるような選択肢を講じていかなければならない。

**問** 利用料及び徴収に関する条文が明記されていないが問題はないか。

**答** 保育料・利用料については、新規の認定こども園、保育所、幼稚園、並びに当該条例事業は、今後、収入に応じてその額を算定することとなる。国の基準を参酌し、本市の額を定める作業を進めていく。保育料・利用料とも別条例・別規則で定める。

▼有資格者事業所や保育資格が不要で、市の研修のみで適格となる事業所ができ、保育格差が生じる懸念があるとの反対討論。夜間保育など現在の様々な労働形態に対応でき、条件が整えば公費投

入も可能となるなど、保育環境の向上につながるとの賛成討論があった。

### 議案第53号について

**問** 現在の認可保育所等の定員を超えた部分については、今回、提案の各事業での対応になると認識するが、保育従事者・施設等の格差が懸念され、保育そのものの質が後退しないか。

**答** 本制度導入で、保育の質の低下や各市町村の格差があつてはならない。来年度からの5か年計画の中で、量と質、併せて計画的に環境づくりをしていくことが法の主旨である。

**問** 保育時間の違い、更には長期休暇の有無により保育士の数、対応はどのようになるのか。また、一体型の集団保育をすることによって運営上の支障はないのか。

**答** 保育士の配置については、現在の保育基準に基づいて行われる。対応については、現在でも時

## 産業建設 常任委員会

◎下深迫孝二 ○前島 広紀  
木野田 誠 中馬 幹雄  
志摩 浩志 厚地 覺  
新橋 実 常盤 信一  
岡村一二三

問外に一時預かり保育を独自で行っており、長期休暇中にも同様な一時預かりを実施している施設も数多い。各年齢で人数も違い、クラス構成の仕方等各施設それぞれの独自性、工夫の中で様々な課題を調整し、運営がなされていると認識している。

▼本条例では、保育料も事業者の直接徴収とする事項が盛り込まれ、自治体が直接責任を負う保育制度からの後退である。また、教育と保育の時間格差、長期休暇等の対応など集団保育に大きな支障が出るとの反対討論。教育・保育が同一施設内で行われ、多様な対応の保育ができ、保護者の勤務体系に応じた適切な対応が可能となるとの賛成討論があった。



## <審査した議案・陳情>

議案 第49号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致で可決
議案 第54号	請負契約の締結について（H26新川北線（しらさぎ橋）上部工事）	全会一致で可決
議案 第57号	和解することについて	全会一致で可決

### 市営住宅の用途廃止・解体

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正は、計26戸を今回別表から削除し、用途廃止を行い、解体を行うものとするものである。

また、霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、牧園地区の牧場住宅5号の1戸について今回、別表から削除し、用途廃止を行い、解体を行うものとするものである。改正の理由として、木造住宅が建設後54年から62年を経過、簡易耐火構造が建設後41年を経過しており、木造住宅及び、簡易耐火構造の住宅は耐用年数を大幅に経過し、老朽化が著しいことから解体しようとするものであるとの説明。

**問** 市営住宅は退居の場合、アンテナや増築部分については入居者が撤去すべきものだと思うが、そのままのところがある



解体予定の松木住宅

のはなぜか。  
**答** 年数がたっている建物は、書類の整備がされていないため、いつの時点で設置されたかわからないものもあり、残っている場合もある。

**問** 2団地を建て替える位置付けているが、場所はどこか。  
**答** 横川の中尾田住宅と単人の西馬場上住宅である。

### しらさぎ橋橋梁上部工 請負契約締結

天降川に架かるしらさぎ橋は平成28年度の完成を目指して事業を実施している。構成員が3者又

は4者からなる自主結成の特定建設工事共同企業体による総合評価方式での一般競争入札の結果、コアツ・鎌田・ヤマグチ特定建設工事共同企業体が落札し、仮契約を締結した。工期は平成28年10月31日までであるとの説明。

**問** 入札金額と設計金額はいくらか。また、落札率は何か。  
**答** 入札金額は、消費税を含め13億5216万円、設計金額は消費税を含めて15億9950万円、落札率は、89・58%である。

**問** 評価点の採用の仕方はどうなっているか。  
**答** 企業の施工能力、現場配置予定技術者の能力、地域貢献という3項目を評価する内容である。地域貢献度としては、営業所が県内にあること、ボランティアの実績、河川アダプトや道路アダプトの実績、そのほか消防団員の雇用実績などである。



建設中のしらさぎ橋